

デジタル・ネットワーク環境下の著作権法

---著作権・著作者人格権の制限の視点から---

渡邊 修

新潟大学

デジタル・ネットワーク環境下では、著作権法の立法者が想定していなかったような著作物の利用形態が現れる場合があり、そのようなケースについて権利を及ぼすことが妥当か、妥当でないとすれば権利制限の根拠は何かが問われる。こうしたケースとして、キャッシュに複製権を及ぼすことが妥当かという問題および同一性保持権の制限の根拠の問題を検討する。

Copyright Law under Digital Network Environments

--- from the points of views with limiting rights of reproduction and rights of integrity ---

Osamu Watanabe

Niigata University

Under digital network environments a variety of forms of exploiting copyrighted works could emerge, which the legislator didn't imagine. So it is important to distinguish whether it is appropriate to apply, e.x., rights of reproduction or rights of integrity to the cases. As examples of such cases, the author argues the possibilities of limiting rights of reproduction concerning "cache" and of limiting rights of integrity to multimedia creation.

デジタル・ネットワーク環境下の著作権法

---著作権・著作者人格権の制限の視点から---

新潟大学法学部 渡邊 修

I. 問題の所在

デジタル・ネットワーク環境下では、著作権法の立法者が想定していなかったような著作物の利用形態が現れる場合があり、そのようなケースについて権利を及ぼすことが妥当か、妥当でないとするれば権利制限の根拠は何かが問われる。こうしたケースとして、キャッシュに複製権を及ぼすことが妥当かという問題および著作者人格権の制限の問題を論ずる。

II. 複製権の及ぶ範囲 ---キャッシュ問題を中心として

1 複製権の今日的位置づけ

2 キャッシュの種類

(1) コンピュータの内部処理に使われるキャッシュ

① メモリキャッシュ --- メインメモリとCPU

② ディスクキャッシュ --- ハードディスクとメインメモリ

(2) ブラウザに用いられるキャッシュ

(3) ネットワーク上で用いられるキャッシュ

3 キャッシュの法的評価

(1) Lewinski説⁽¹⁾

① 1997年12月10日EU指令案における複製権とその制限

1997年12月10日EU指令案は、2条で、網羅的・包括的な複製権を定め（一時的複製、間接的複製、一部複製を含み、複製の方法・形式を問わない）、他方、5条1項で複製権の適用除外を規定している。その要件は、第1に、複製が技術的プロセスの不可欠の一部であること、第2に、複製が著作物を利用可能にするためだけに行われること、第3に、複製に独立した経済的な意義がないこと、である。そして、さらにいわゆる三段階テストをクリアすることが付け加わる（5条4項。すなわち、(i)権利制限は一定の特別なケースについてのみに適用されること、(ii)権利者の正当な利益を害しないこと、(iii)著作物の通常の利用を害しないこと、である。）。

② 上記規定に対するLewinskiの解釈

MPIのLewinski博士は、この規定を前提にキャッシュに厳格な立場をとる。すなわち、「キャッシュへの蓄積によって、とりわけ送信時間が短縮されて、より集中的な利用が可能になる場合には、この一時的蓄積は独立した経済的意義を有しており、したがって、複製権の適用除外には該当しない。」

(2) 検討

Lewinski説では、経済的意義の要件が厳格に解されており、このような立場からは、キャッシュ・サーバーは認められないという結論にもなりうる。キャッシュはそもそも技術的プロセスの不可欠の一部とは必ずしもいえず、また大型計算機にメモリ・キャッシュやディスク・キャッシュが用いられるような場合には、キャッシュは大きな経済的な意義を生み出す。したがって、上記のような複製権の概念規定とその制限のもとでは、キャッシュ問題は妥当に解決されない。わが国が今後、複製権概念を広くとらえこれに広い制限を加えるというアプローチを採るにせよ、あるいは複製権の及ぶ範囲を初めから狭く解釈するアプローチを採るにせよ、基本的には、技術的な「複製」とはとられない柔軟な視点が必要である。

Ⅲ. 著作者人格権とその制限

1 同一性保持権の制限をめぐる従来の議論

(1) 議論の背景

著作権法20条1項は「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。」と規定している。このいわゆる同一性保持権を規定した条文は、「意に反する改変」を認めておらず、ベルヌ条約6条の2第1項と比べても強力なものであり、マルチメディアの創作を阻害するのではないかという問題意識から知的財産研究所が『Exposure（公開草案）'94』（1994年2月）を発表したのは、周知の通りである。すなわち、この公開草案によれば、同一性保持権の不行使特約の有効性を明確にし第三者効を創設するか、あるいは同一性保持権の及ぶ範囲を名誉声望を害する改変に限定すべき旨、主張された。

(2) 法律構成⁽²⁾

著作者＝著作権者が翻案の許諾を与えた場合には、許諾を与えた相手方に対して同一性保持権侵害を主張することは許されない。この結論を導く法律構成としては、

- ①改変に黙示の許諾が与えられ、その限りで同一性保持権の不行使特約が結ばれたと考える説
- ②信義則上許されないとする考える説
- ③20条2項4号「やむを得ないと認められる改変」で読む説、がありうる。

2 技術による解決可能性

著作者＝著作権者からたとえば翻案の許諾を受けたり、翻案権の譲渡を受けた相手方は、同一性保持権侵害とはならないにしても、その相手方からさらに著作物を取得したクリエイターによる改変や公表の問題をどのように考えるべきか。59条は、「著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。」と規定しており、これは譲渡のみならず、放棄もできない趣旨と解されるので、たとえ著作者＝著作権者が「自由に改変してもよい」と宣言しても、なお同一性保持権侵害の問題は残りうる。そこで、「同一性保持権の不行使特約に第三者効を認める」という議論が出てくるわけである。しかし、ECMSを活用すれば、多数当事者の関係は二契約当事者の問題に還元され、妥当に解決される可能性がある。

- (1) コピーマートによる解決可能性
- (2) 使用条件自己内在型コンテンツによる解決可能性
- (3) フィードバック方式による解決可能性

3 人格権処分可能説⁽³⁾… 充分に個別具体化された人格権は処分できる。

さらに根本的に考えてみれば、人格権は本当に処分できないのか、が問題となる。「この一枚の写真」についての人格権を処分しても、人は、自らの存立の基盤を失うことにはならない。むしろ個人は、自己決定権の行使の結果として、充分に個別具体化された人格権や人格要素を処分できることを承認すべきである。勿論、その場合の処分は、終局的な処分であってはならず、著作権一元論と同様に、母権を有する者の利益に拘束された「拘束された処分」でなければならない。解釈論としては、59条を著作者人格権の「全部譲渡」は認めない趣旨のものと制限的に読むことも考えられよう。

註

- (1) ジルケ・フォン・レヴィンスキー「著作権法と新技術」(出版予定)
- (2) 井上由里子「著作物の改変と同一性保持権」ジュリ1057号(1994年12月1日)、67頁参照。
- (3) 拙稿「人格要素の財産的利用」著作権研究21号(1994)12・13、23・25頁参照。